

介護保険の普通調整交付金の交付が過大

8件 不当金額(支出) 1億0208万円

(前年度 8件 5038万円)

1 交付金の概要

財政調整交付金は、介護保険(後掲98ページ参照)に対する国庫助成の一つとして、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)が行う介護保険財政が安定的に運営され、もって介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、各市町村における介護給付等に要する費用の総額の5%に相当する額を国が負担して、これを各市町村に交付するもので、普通調整交付金と特別調整交付金とがある。

普通調整交付金(交付金)は、市町村間で、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(第1号被保険者)の総数に占める75歳以上の者の割合(後期高齢者加入割合)及び標準的な所得段階の区分(第1段階から第9段階まで。平成26年度以前は第1段階から第6段階まで)ごとの第1号被保険者の分布状況(所得段階別加入割合)に格差があることによって生ずる介護保険財政の不均衡を是正するために交付するものである。

交付金の交付額は、次により算定することとなっている。

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{調整基準標準給付費額}} \times \boxed{\text{普通調整交付金交付割合}} \times \boxed{\text{調整率}}$$

そして、調整基準標準給付費額は、介護給付に要した費用及び予防給付に要した費用の合計額から収入額を控除した額、また、普通調整交付金交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を用いるなどして算出した割合となっている。このうち、後期高齢者加入割合補正係数は、当該市町村における後期高齢者加入割合を国から示される全ての市町村における後期高齢者加入割合と比較するなどして算出した係数である。また、所得段階別加入割合補正係数は、当該市町村において、毎年4月1日(保険料の賦課期日)における標準的な所得段階の区分ごとの第1号被保険者数を基に算出される所得段階別加入割合を、国から示される全ての市町村における所得段階別加入割合と比較するなどして算出した係数である。

2 検査の結果

6都道県の7市町及び1一部事務組合は、所得段階別加入割合補正係数又は後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤ったり、調整基準標準給付費額の算出を誤ったりして、交付金の交付額を過大に算定していた。このため、交付金交付額計1億0208万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	交付先(保険者)	年度	交付金交付額	左のうち不当と認める額	摘要
北海道	旭川市	平成28	20億9083万円	303万円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
同	寿都郡寿都町	27、28	6867万円	110万円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
秋田県	大曲仙北広域市町村圏組合	26	14億4217万円	475万円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたもの
東京都	日野市	26～29	15億7497万円	7028万円	所得段階別加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
神奈川県	平塚市	28	4億2141万円	431万円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
同	鎌倉市	27	5億4036万円	185万円	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
兵庫県	川西市	26～29	15億9562万円	1385万円	後期高齢者加入割合補正係数の算出を誤っていたものなど
鳥取県	米子市	25、26、28、29	28億6906万円	288万円	調整基準標準給付費額の算出を誤っていたもの
計	8保険者		106億0311万円	1億0208万円	